

大沢地区防災訓練の実施について

主 催 大沢地区自治会連合会
各学校避難所運営協議会

1 目 的

大規模地震が発生した場合、住居の損壊、倒壊、焼失又はライフラインの損壊等により、地域住民が避難生活を余儀なくされることが想定される。

このような災害時においては、住民の一時避難場所への避難、自主防災隊による学校避難所への避難誘導、学校避難所運営協議会による避難所での被災者の受け入れが行われることとなるが、これら一連の行動をそれぞれの役割に応じて実体験することは、非常に大切である。

このため、単位自治会をはじめ、大沢地区内の学校避難所や現地対策班となる大沢まちづくりセンターを含めた防災訓練を実施し、災害時における対応の充実を図るとともに、地域住民の防災への関心を高めることを目的とする。

2 日 時 平成28年11月13日(日) 午前8時から正午まで (雨天決行)
※学校避難所ごとの訓練内容により、時間は前後する。

3 場 所 大沢地区全域
会場：大沢地区内の単位自治会が定めた一時避難場所及び地区内の
小中学校避難所6箇所
(大沢小、作の口小、大島小、九沢小、大沢中、内出中)

4 参加者

- ・ 防災専門員
- ・ 相模原北消防署大沢分署
- ・ 市消防団北方面隊第2分団
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 地区民生委員児童委員協議会

5 訓練想定

相模湾を震源域とする大地震が発生し、市内では震度6強が観測され、この地震により大沢地区では家屋が倒壊した。

各単位自治会では、高齢者等、避難に支援を要する住民も含め、被災者を一時避難場所から各学校避難所へ誘導する。避難所到着時には、受付を行い、避難所担当者に引継ぐ。

6 訓練内容

(1) 単位の自主防災隊 (自治会)

(ア) 情報収集

一時避難場所へ避難した避難者の人数を確認する。

(イ) 避難者人数の報告

各自主防災隊は避難者の人数と被害状況（想定）の報告を行う。
通報先は地区連合自主防災隊（現地対策班：大沢まちづくりセンター）

(ウ) 避難誘導

学校避難所への誘導を行う。

(2) 各学校避難所運営協議会

（当日の訓練内容は、6 学校避難所ごとに検討）

(ア) 避難所の開設

(イ) 避難所運営

協議会は、避難所を円滑に運営するため、作業班を設置し、避難所内の必要な作業を自主防災隊、避難者で分担して進める。

作業班は、避難者数、避難所の規模などの実情に合わせて、次の9班を基本に編成する。（①管理班、②情報班、③衛生班、④救護班、⑤要援護者支援班、⑥給水班、⑦救援物資班、⑧炊き出し班、⑨安全・警備班）

別紙 資料1：避難所運営マニュアル抜粋

(3) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊（自治連会長、自治連副会長2名）を立ち上げ、各自主防災隊の自治会及び各学校避難所からの報告を取りまとめる。

(4) 現地対策班（大沢まちづくりセンター）

まちづくりセンターでは、「現地対策班」を開設し、地区連合自主防災隊と協力して、地区内の被害情報等の取りまとめを行い、緑区本部へ報告する。

7 協力体制

防災専門員は、避難所を巡回し、必要に応じて指導・助言を行い、地区内避難所の状況の把握に努める。

市消防団北方面隊第2分団と北消防署大沢分署は、各学校避難所運営協議会の要請に基づいて訓練を支援する。

8 荒天が予想される場合の中止の判断について

台風等、天気予報であらかじめ判断が可能な天候については、11月12日（土）午後3時に判断し、中止の場合には関係者に連絡する。

なお、中止の場合には、相模原市自治会連合会ホームページにも午後4時までにその旨を掲載する。